

項目	ご注意いただきたいこと							
	▶当組合が定める利用手数料を予め指定された決済口座からお支払いい							
利用料	ただきます。							
	特例開示など一部サービスの利用手数料については、決済口座からの							
	自動引落しではなく、お取引店で利用手数料をお支払いいただきます。							
	➤全銀電子債権ネットワーク社がお客様に対し、直接、手数料等の費用							
	を請求することは原則としてありません。							
	>サービス取扱日							
	・平日・土・日・祝日(※)							
	※1月1日から1月3日、5月3日から5日および							
	毎月第2土曜日の終日はお取扱できません。							
	▶サービス取扱時間							
	<インターネットサービスによるご利用の場合>							
サービス取扱時間	取扱時間 取引内容							
(取扱日・取扱時間)	7:00~15:00 当日扱・予約扱ともに可							
	15:00~24:00 予約扱のみ可							
	<書面による店頭受付の場合>							
	平日							
	取扱時間 取引内容							
	9:00~15:00 当日扱・予約扱ともに可							
	※当日扱の記録請求の受付は14:00までです。							
	≻お客様には、1法人(個人事業主である場合には1人)につき1つの							
	利用者番号を付与いたします。							
	▶複数の窓口金融機関(*1)をご利用する場合であっても、利用者番号							
	は同一 (1つ) です。							
	(※例えば、法人のお客様が本社と支社で異なる窓口金融機関をご利							
利用者番号	用になる場合であっても、利用者番号は同一(1つ)です。)							
	(※すでに利用者番号をお持ちのお客様が、別の参加金融機関(*2)							
	に利用申込をされる場合には、その利用者番号をお申し出くださ							
	い。誤って2つの利用者番号が付与され、後日、その事実が判明							
	した場合には、早く通知された利用者番号に名寄せをさせていた							
	だきます。)							





項目	ご注意いただきたいこと						
	▶でんさい(*3)を発生させる際の債権金額は、1円以上100億円未満						
でんさいの	なお、債権金額は、1円単位で設定いただけます。						
「発生」	▶でんさいの支払期日は、電子記録年月日(でんさいの発生日)から起						
※手形の振出に相当	算して7営業日から最短で3営業日を経過した日以降で10年後の応						
	当日までの範囲で設定いただけます。						
	➤でんさいを譲渡する場合は、当該でんさいを保証していただく取扱い						
	になります(手形の裏書に相当)。すなわち、債務者が支払えなかっ						
でんさいの	た場合には(支払不能(*4))、でんさいを譲渡したお客様は、債権						
「譲渡」	者に対して、支払義務を負うことになります。						
※手形の裏書に相当	▶債権者利用限定特約(でんさいの債務者とはならない特約)を締結し						
	たお客様であっても、でんさいを譲渡する場合は、当該でんさいを保						
	証する取扱いになります。						
	➤でんさいは、債権金額を二つに分割して、片方のでんさいを譲渡する						
でんさいの	ことができます。						
「分割譲渡」	(※例:1,000万円のでんさいのうち、800万円を分割譲渡し、残りの						
一月可被10人	200万円のでんさいを自分の債権として保有。)						
	➤分割のみの取扱いはできません。						
	>でんさいの発生、譲渡等は、記録日から起算して5営業日から最短で						
でんさいの	1営業日の間は、発生、譲渡等の記録請求をしたお客様の相手方が単						
「取消等」	独で取り消すことができます(当該期間を経過した場合は、「でんさ						
	いの記録内容の変更」の手続きが必要になります。)						
	≻利害関係者全員のご承諾が無いと、でんさいの記録内容を変更するこ						
でんさいの	とはできません。						
「記録内容の変更」	(※利害関係者が3名以上いる場合、でんさいの記録内容の変更が非常に						
	困難になることがあります。でんさいの記録請求は、内容をよくご						
	確認のうえ、行ってください。)						





項目	ご注意いただきたいこと						
	>でんさいの支払期日が近づくと、支払準備のため、記録請求が制限さ						
記録請求の制限期間	れます。						
	(※例えば、譲渡や分割譲渡の記録請求は、対象となるでんさいの支						
	払期日の7営業日前から最短で3営業日前までに行う必要があり						
	ます。詳しくは、「ご参考2」をご参照ください。)						
	➤でんさいの決済(支払い)は、「口座間送金決済」により行います。						
	債務者のお客様は、当該でんさいの口座間送金決済に間に合うよう、						
	支払期日の前営業日までに決済口座に資金をご準備ください。						
	>支払期日に口座間送金決済による支払いができない場合、債務者のお						
	客様には支払不能処分(手形の不渡処分と同様の処分)が科されます。						
	(※詳しくは、「支払不能処分制度」をご参照ください。)						
	➤支払資金は、支払期日に債権者口座に送金されます。ただし、債権者						
でんさいの	口座への入金時間は、債務者の資金準備状況などによって異なります。						
「決済(支払い)」	▶債務者と債権者の間の取り決めにより、口座間送金決済以外の方法で						
(口座間送金決済(*5))	支払いをした場合であっても、支払期日の3営業日前までに支払等記						
	録が記録されていない場合は、口座間送金決済が行われます。						
	>債務者に支払不能が発生した場合、電子記録保証人(*6)(でんさいの						
	譲渡人を含む、以下同じ。)は、債権者に対して、支払義務を負いま						
	す。						
	➤電子記録保証人が債務者に代わって支払いをし、かつ、支払者として						
	支払等記録を記録した場合、特別求償権(*7)を取得します。電子記録						
	保証人はご自身より前に記録されているすべての電子記録保証人およ						
	び債務者に対して、求償することができます。						
	▶債務者のお客様は、契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当						
口座間送金決済の中止	な理由がある場合、債権者の同意がなくても、口座間送金決済を中山						
	することができます。ただし、この場合でも口座間送金決済が行われ						
	ていないため、「支払不能」として取り扱われ、支払不能処分の対象						
	となりますので、必ず窓口金融機関(お取引店)を通じて口座間送金						
	決済の中止依頼と併せて異議申立をしてください。						
	(※詳しくは、「異議申立の手続」をご参照ください。)						





項目	ご注意いただきたいこと
	>支払期日に口座間送金決済による支払いができなかった場合(支払不)
	能)、当該債務者のお客様には、原則として支払不能処分が科されま
	す。
	>支払不能処分の主な内容は、以下のとおりです。
	・でんさいの債務者に1回目の支払不能があった場合、この情報はす
	べての参加金融機関に対して通知されます。
	・1回目の支払不能となったでんさいの支払期日から6か月以内に2
支払不能処分制度 ※手形の不渡処分制度に 相当	回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2年間の「取
	引停止処分」が科されます。この情報はすべての参加金融機関に対
	して通知されます。「取引停止処分」が適用された債務者は、「債
	務者利用停止措置」および「参加金融機関との間の貸出取引禁止」
	が科されます。
	▶同日に複数のでんさいが支払不能となった場合は、1回とカウントし し、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	ます。
	▶手形交換所の不渡処分制度とは別の制度ですので、手形の不渡処分回
	数との合算はいたしません。
	>契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合に ロ京開送会は済まされたよう。 (株式をおりまする)
	口座間送金決済を中止するときは、債務者のお客様は異議申立をする
	ことにより、支払不能処分を猶予してもらうことができます。
異議申立の手続	業日までに窓口金融機関(お取引店)にその旨の申し出をしていただ
	まっまでに思いる。 き、支払期日までに債権金額相当額(異議申立預託金)を窓口金融機
	関(お取引店)にお預けいただくことが必要です。
	(※異議申立預託金は、異議申立の手続が終了したときに返還します。)
	○「記録事項」の開示請求ができる者は、当該でんさいの利害関係者(債)
 記録事項の開示	務者、債権者、電子記録保証人(でんさいの譲渡人を含む。))とそ
Hardy 3 () () ()	の窓口金融機関です。
	→でんさいネットと提携した他の電子債権記録機関の電子記録債権を、
	特定記録機関変更記録によりでんさいネットに移動することで、でん
他の記録機関との関係	さいネットでお取り扱いすることができます。
(記録機関変更記録)	➤なお、でんさいネットのでんさいは、他の電子債権記録機関に移動す
	ることはできません。他の電子債権記録機関の電子記録債権は、でん
	さいネットでお取り扱いすることができません。





[ご参考1:説明に使用する用語]

用語	説明
*1 窓口金融機関	お客様との間で利用契約を締結し、お客様からの記録請求等の窓口とな
	る金融機関のことです。
*2 参加金融機関	全国の銀行、信用金庫、信用組合、農協系統金融機関等、でんさいのサ
	ービスを提供できる金融機関のことです。
*3 でんさい	でんさいネットが取扱う電子記録債権のことです。
*4 支払不能	支払期日に口座間送金決済ができなかった状態のことです。
*5 口座間送金決済	債務者の窓口金融機関が支払期日に債務者の口座から債権金額を引き落
	とし、送金を行うことにより、債権者の口座に入金する決済方法のこと
	です。
*6 電子記録保証人	でんさいの債務者に係る債務を保証する旨、保証記録により記録された
	お客様のことです。通常は、でんさいを譲渡した際のでんさいの譲渡人
	が、これに該当します。
*7 特別求償権	電子記録保証人が債務者の代わりに支払をし、かつ、支払者として支払
	等記録をした場合に、ご自身より前に記録されているすべての電子記録
	保証人および債務者に対して、求償できる権利のことです。





全銀電子債権ネットワーク

でんさいネットサービスご利用の際の留意事項について

「ご参考2:支払期日前後の記録の制限]

支払期日を基準とした 記録請求日 (でんさいネット必着日)								口座間送金決済実施日			支払等記録日
各種記録請求と制限 (〇:記録請求可能) (△:条件付で記録請求可能) (一:記録請求不可)	7 営業日前以前	6 営業日前	5 営業日前	4 営業日前	3営業日前	2 営業日前	1 営業日前	支払期日	1 営業日後	2営業日後	3 営業日後以降
1. 発生記録請求 (請求者:債務者、債権者)	0	△ (注 10)	△ (注 10)	(注 10)	△ (注 10)	_	_	_	_	_	
2. 譲渡記録請求 (請求者:債権者)	0	△ (注 11)	△ (注11)	△ (注11)	△ (注11)	_	_	_	_	_	△ (注5)
3. 分割記録請求 (請求者:債権者)	0	△ (注 11)	△ (注 11)	△ (注 11)	△ (注11)	_	_	_	_	-	_
4. 保証記録請求 (単独保証) (請求者:債権者)		_	_	_	_		_	-	_		△ (注5)
5. 支払等記録請求 (口座間送金決済以外の方法で決済した場合) (注1) (請求者:債権者)	0	0	0	0	0	_	_	△ (注 6)	△ (注 6)	△ (注 6)	0
(請求者:支払者)	〇 (注7)	_	_	_	_	ı	ı	△ (注 6)	△ (注 6)	△ (注 6)	0
6.変更記録請求 (1)住所など利用者属性情報に関する記録を変更する場合 (請求者:債務者、債権者、保証人(注2))	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ (注8)
(2)債権金額など利用者属性情報以外の記録を変更する場合 (注3) ①利害関係者が債務者と債権者しかいない状態(譲渡や保 証が行われる前) a. オンラインで承諾を得る方法(注4) (請求者:債務者、債権者)	0	_	_	_	_	<u>—</u>	_	_	_	_	_
b. 書面で承諾を得る方法 (請求者:債務者、債権者)	0	0	0	0	(注9)	_	_	_	_	_	_
②利害関係者が3名以上いる状態(譲渡や保証が行われた後) (請求者:債務者、債権者、保証人(注2))	0	0	0	0	〇 (注 9)	_	_	_	_	_	_

- (注1)口座間送金決済以外の方法で決済した場合は、自動的に記録されないため、支払等記録請求が必要となります。
- (注2)「単独保証」をした保証人のほか、譲渡に随伴する「譲渡保証」をした保証人(譲渡人)を含みます。
- (注3)「一」の場合でも、差押えの記録を削除するための変更記録等は可能です。
- (注4)オンラインで承諾を得る方法で変更できる記録事項は、「債権金額」、「支払期日」、「譲渡先制限の有無」、「発生記録の取消」の4項目のみとなります。
- (注5)支払等記録が行われていない場合であって、かつ、債務者が支払不能に関する異議申立をしていない場合に限り可能です。
- (注6)債務者の窓口金融機関(仕向金融機関)からでんさいネットに対し、支払不能通知が出された後であれば可能です(ただし、 支払等記録が行われるのは支払期日の3営業日後となります)。
- (注7)支払期日以前の支払等記録の請求は、債務者または電子記録保証人に限り可能です。
- (注8)債権金額全額について、債務者を支払等をした者とする支払等記録が行われていない場合に限り可能です。
- (注9)書面でのお手続きとなりますので、支払期日の3営業日前までに書類の提出が必要となります。
- (注10)債務者による請求の場合で、でんさいネットが認めた参加金融機関で行う場合。
- (注11)でんさいネットが認めた参加金融機関で行う場合。

